

## 国連気候変動枠組条約補助機関第16回会合

2002年6月12日水曜日

SBIは、議題書の採択や、中央アジア諸国、コーカサス、アルバニア、モルドバの諸国グループ(CACAM)からの要請、そしてLULUCFに関するクロアチアの提案を検討するため、午後に会合を行った。

参加者はまた、UNFCCC 6条(教育、訓練、啓発)、UNFCCC 4.8条と4.9条(悪影響)、政策措置(P&Ms)、議定書5条(手法上の問題)、7条(情報の連絡)、8条(情報の検討)、IPCC TAR非附属書I諸国の国別報告書に関するガイドラインを検討するため、コンタクトグループでの会合を一日中行った。

**SBI**

**組織上の問題：議題書の採択：**米国は、同代表がSBI議題書に含めるべく6月10日月曜日に提案した、UNFCCCプロセスの透明性に関する追加項目を想起し、今、修正案が「UNFCCCプロセスへの効果的な参加」と題されていることを指摘した。SBI議長のEstradaは、事務局の方で、他の機関での状況の分析および可能な解決法の記述を含めた書類を作成する、と述べた。同議長は、SB-17まで議論を延期することを提案した。米国とカナダは、現在のセッションでの暫定的な意見交換を促した。ベネズエラはG-77/中国に代わり、この議論にはあまり時間が残されておらず、議題書の採択を延期するとの議長案が望ましい、と述べた。

**CACAMの要請：**アルメニアは、CACAM諸国グループに代わり、同グループが「開発途上国」という用語の定義づけ、そしてCOP-6で取り上げられたものを含めたUNFCCC決定書の中での同グループの地位の明確化を求めている、と述べた。同代表は、CACAM諸国がこれら決定書の中で「開発途上国」に触れた部分全てを「開発途上国と附属書Iに含まれないその他の締約国」に変更するべきであると、提案していることを、述べた。EUは、CACAM諸国のどれも附属書Iには含まれておらず、したがって非附属書I締約国グループに属することを強調した。同代表は、この問題の検討を支持し、結論書作成の際には、UNFCCCの文章で用いられているとおり、「附属書Iに含まれない締約国」という用語を用いるよう、気をつける必要がある、と述べた。カナダは、どの締約国も、条約の機関への代表参加から除外されるべきではない、と述べた。ベネズエラはG-77/中国に代わり、「開発途上国」という用語の検討は必要がない、と述べた。Estrada議長は、折衝を継続し、SB-17でこれらについて報告する、と述べた。

**その他の事項：LULUCFに関するクロアチアの提案：**議定書3.4条(追加的活動)の下で自国の森林管理活動を考察するとのクロアチア案について、Estrada議長は、関連するクロアチア案で、同国の基本排出年度を変更するとの提案に関する折衝が、SBSTAで進行中であることを指摘した。同議長は、両方の問題が、同時に解決されること、ならびにこれら提案をSB-17で取り上げることで合意されている、と述べた。EUは、クロアチアの提案する森林管理価値のディスカウントは、FAOの提供した数値を超えていると指摘し、この問題は、基本排出年度の問題が解決されたところでSBSTAに送られるべきである、と述べた。クロアチアは、技術的なレビューがすでに行われている以上、SBSTAがこの問題を扱う必要があるとは考えていない、と述べ、両方の問題を同時に取り上げるとのEstrada議長案に賛成した。

**コンタクトグループ**

**6 条:** Jean-Pascal van Ypersele 共同議長は、6 条の作業プログラムに関する決論書草案と決定書草案の修正案を提出した。結論書に関する広範囲なパラグラフごとの議論の後、締約国は、これらを承認のため SBSTA に送り、また決定書草案についての議論は SB-17 まで延期することで合意した。結論書は、作業プログラムの可能範囲を認め、附属書 I 締約国からの国別報告書に対するガイドラインは 6 条の活動に関係することから、その再検討を考える必要があることに留意し、SBI に対して、6 条に関する作業プログラム実施の資金的・技術的支援という問題を SB-17 で考察するよう求めている。締約国は、「資金源の利用可能性」そして / または 4.7 条 (技術移転) を考慮した作業プログラムの必要性で合意することができず、これらの項目に関連する部分は削除された。

**悪影響:** UNFCCC 4.8 条と 4.9 条の実施に関し、締約国は、SBI 結論書の Daniela Stoytcheva 議長案について議論した。ジンバブエは、G-77/中国に代わり、これら結論書では悪影響に関する COP-7 決定書 (5/CP.7) との明確な関連付けがなされていない、と述べ、より広範囲な活動での実施の進展を反映した見方の重要性を強調した。同代表はまた、資金がない場合、提案されている保険とリスク評価に関するワークショップが、COP-8 の後に予定されることになることとしたサブパラグラフに、反対した。イランは、将来的なモデル化活動の重要性を強調した。カナダは、締約国に対し、ワークショップの TORs を検討するよう促した。オーストラリア、カナダ、EU、米国は、中身でなくプロセスについての決定をとる SBI 議長 Estrada の要請に、締約国は従うべきである、と述べた。締約国は、資金提供の記述削除で合意したが、モデル化活動の重要性、締約国の意見提出の範囲、そして将来のワークショップとその TORs については意見の一致をみることはできなかった。Stoytcheva 議長は、非公式折衝開催のため、会議を閉会した。

出席者は、夕方に再度会合し、新しい決論書草案を検討した。G-77/中国は、決論書草案がより広範囲な活動の実施を反映していない、と主張した。ニュージーランド、カナダ、EU、米国は、修正された結論書を支持し、これら文書は、バランスのとれた妥協を行っているとした。さらなる修正に続いて、出席者は、同条項の実施においてこれまでに達成された分を指摘し、また締約国に対して、モデル化ワークショップについての口頭での最新情報提出を求めている結論書について合意した。これに加えて、結論書では、締約国に対し、2002 年 8 月 1 日までに進展状況について意見を提出するよう求めるとともに、保険とリスク評価ワークショップの重要性を強調した。このワークショップの結果は、SB-17 で検討されることになる。

**政策措置(P&MS):** Suk-Hoon Woo 共同議長は、改訂された結論書案を提出し、Pierre Giroux 共同議長は、この文書が、関連する COP-7 決定書 (13/CP.7) の全ての要素を組み入れていると、説明した。締約国は、その後、決論書草案をパラグラフごとに議論した。意見交換をやりやすくするための会合について合意した文章に関して、米国は、これがサイドイベントではなく、セッション間での折衝の形を取るべきであるとの EU の希望に、「妥協の精神」で同意した。

締約国はまた、さらなるステップについての妥協的表現でも合意し、EU とサモアが支持した。これらステップを決めるための「枠」という表現を保持する一方、米国の要請した、この枠の要素としての「詳細な」情報共有という考えは、削除されることとなった。

関連国際機関や政府間組織を SB-17 へ招き、その活動について報告してもらうというパラグラフに関し、出席者は、IPCC に関連する EU の希望を受け入れると同時に、文書の別な箇所ですら「附属書 I 締約国」の P&Ms に触れることとした G-77/中国の希望にも合わせることで、妥協した。

会議の閉会にあたり、G-77/中国は P&Ms 取り扱い原則を概説する追加パラグラフを提案した。Giroux 共同議長は、この問題を扱っているものと同議長が考えている現在の文章箇所注目し、さらなる G-77/中国内部の折衝までは、この提案をカッコで囲んで入れることを提案した。同共同議長は、この提案以外の問題では全て合意に達したとの認識にたち、同コンタクトグループに対して、作業の完了に感謝したほか、最新の決論書草案が SBSTA に送られる、と述べた。

**5 条、7 条、8 条:**出席者は、議定書 3.2 条の下での実証可能な進展に関する COP-8 決定書案の改訂版で合意した。メカニズム利用資格回復のためのレビュー促進手続きガイドラインの新しいバージョンを含めたもう一つの COP-8 決定書案でも合意がなされた。

本グループは、実証可能な進展、メカニズムの有資格性回復のレビュー、7 条と 8 条のガイドラインで保留となっている箇所、5.2 条規定の調整手法、機密データの取り扱い、ERT メンバーの訓練についての作業などに関係する、5 条、7 条、8 条の決論書草案を検討した。

7 条および 8 条ガイドラインの保留箇所に関して、参加者は、現在のセッションで検討されている文書案を、SBSTA-17 での作業の基礎として残し、締約国は 8 月 1 日までに意見提出を行うことで、合意した。G-77/中国は、SBSTA が、CDM の下に LULUCF を含めるための定義や規則を作成するプロセス結果に引き続いて、ガイドラインの保留部分のさらなる考察を行うことで合意した、とする新しいパラグラフの追加を、提案した。同代表は、ガイドラインでの言葉と、CDM の下での LULUCF の言葉とを、結びつける必要性を強調した。EU は、ガイドラインが COP-8 までに完了される予定である一方、CDM の下での LULUCF に関する作業は COP-9 まで継続することを、指摘した。カナダは、ニュージーランド、日本、オーストラリアとともに、ガイドラインは COP や COP/MOP の決定書を通して後日調整可能であり、この意味で言葉を付け加える必要性はないことを、強調した。同代表は、締約国が CDM の下での LULUCF に関して「進行中の作業に留意する」、とした別な表現を提案した。EU は、この作業が、後の段階での 5 条、7 条、8 条に関する作業に与える意味合いがあるとするなら、それを検討する、と付け加えることを提案した。

長時間の議論の末、締約国は、妥協に達した。それによると、SBSTA は CDM の下での LULUCF に関して同補助機関が継続している作業に留意し、この問題に関して COP-9 で取り上げられる予定の決定書が、ガイドラインの保留部分に関する作業結果に影響を与えたとしたら、それを考慮する必要があるかもしれないことで、合意した。

**IPCC TAR :**David Warrilow 共同議長は、水曜日の夕方遅くに本コンタクトグループの会合を開き、同日の早い時間に、非公式折衝が長時間行われたことを指摘した。同共同議長は、最新の決論書草案改定案を提出し、非公式の協議ではいくつかのパラグラフで合意があったことを指摘した。同共同議長はまた、合意にいたっていない分野を明らかにしており、これには TAR 統合報告書に関するパラグラフでの表現が含まれている。

締約国は、その後パラグラフごとの文章を検討した。カナダ、セイシェル、その他は、文意を薄める可能性のあるさらなる変更への懸念を表明した。議論は深夜まで続き、いくつかの締約国は、交渉を進めるプロセスに異議を唱え、またいくつかのパラグラフでは異論が残った。

**非附属書 I 諸国の国別報告書 :**午後早くの非公開会合で、G-77/中国は、現在の議長文書での交渉を行う意志がないと、述べた。締約国は、それぞれの見解を述べ、G-77/中国には、その立場を調整するだけの時間を与えることで、合意した。この会議は、夕方に再開され、出席者は、各国の事情や国別の温室効果ガス目録の情報についてのガイドライン案に関するセッションに対し、意見を交換した。

**廊下にて**

廊下でのもっばらの話題は、IPCC TARに関する文章でのほとんどきりがない押し問答であった。ここ2日間の大部分を白熱した議論に費やした後、交渉担当者たちは、条約の2条にある条約の最終目的を引用するという提案に関する議論が、主要な行き止まり点であることを明らかにした。この問題の引用では、北と南の両方での特定締約国が反対している一方、他の締約国は、これを含めることが先に進む上で重要である、と見ている。

一方で、一部の参加者は、P&Msコンタクトグループでのプラス志向での議論に満足感を表明し、また悪影響に関するグループの参加者は、決論書草案での合意でどうやら多少うんざりした気分が出てきたと見ている。

別なニュースとして、水曜日遅くには、非附属書I諸国の国別報告書に関するガイドライン採択で、南と南の意見の相違が表面化しており、ある代表は、この問題で進行中の分極化に「焦燥と退屈」を表明した。

**今日の注目**

**SBSTA** :: SBSTA は、プレナリーIで午前10時からと午後3時から会合し、議題項目での結論を採択する予定である。

非公式グループ: 非附属書I締約国からの国別報告書作成のためのガイドライン改訂に関する非公式グループ会合は、Regerで午前10時から開催される。